

青森県報

第四千五百二十八号

平成三十年
十一月十四日
(水曜日)

目次

告 示

- 対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止……………(自然保護課) ……一
- 構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地変更の届出……………(建築住宅課) ……一

公 告

- 県有財産の売却に係る一般競争入札……………(行政経営管理課) ……二
 - 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……三
 - 建設業者の許可の取消し……………(上北地域県民局) ……六
- 出先機関

収用委員会

- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(青森空港管理事務所) ……六
- 右 同……………(同) ……七
- 公示送達……………(監理課) ……七
- 右 同……………(同) ……八

告 示

示

青森県告示第七百六十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十二条第二項の規定により次のとおり対象狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する。

平成三十年十一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 捕獲等を禁止する対象狩猟鳥獣の種類
オスキジ及びオスヤマドリ
- 二 捕獲等を禁止する区域
青森県一円
- 三 捕獲等を禁止する期間
平成三十年十一月十五日から平成三十五年十一月十四日までの間において毎年一月十六日から二月十五日まで

青森県告示第七百六十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七条の三十五の八第二項の規定により、次のとおり同法第十八条の二第一項の規定により構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同法第七十七条の三十五の八第四項の規定により公示する。

平成三十年十一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	区分	名称	住所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	変更年月日
株式会社 グッド・アイズ 建築検査機			東京都新宿区百人町二丁目一六の一	(新宿本店) 東京都新宿区百人町二丁目一六の一 (横浜事務所) 神奈川県横浜市中央区尾上町四丁目五七 (郡山事務所) 福島県郡	平成三十年十一月一日

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

平成三十年十一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地（建物、工作物等を含む。）の売却

所 在 地	地 目	地 積 (平方メートル)
八戸市吹上二丁目四五の一六、四五の三一 (仮換地 街区番号七三符号一一)	宅 地	三九〇・〇三
八戸市大字尻内町字三条目三の二三 (仮換地 街区番号七三符号一一)	宅 地	六八四・〇九 四九五・〇〇

変更後	山市喜久田町字松ヶ作一 六の一四一 (群馬事務所)群馬県沼 田市白沢町上古語父字天 神甲九三八 (新宿本店)東京都新宿 区百人町二丁目一六の一 五 (横浜事務所)神奈川県 横浜市西区高島二丁目一 九の一 (郡山事務所)福島県郡 山市喜久田町字松ヶ作一 六の一四一 (群馬事務所)群馬県利 根郡みなかみ町月夜野三 二七三の二
-----	---

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

三戸郡三戸町大字川守田字西松原一〇の五	宅 地	二〇九・三三
三戸郡三戸町大字同心町字上川原七三の五	宅 地	五七六・三一
上北郡七戸町字館野三二の一七七	宅 地	三九〇・一二
下北郡大間町大字大間字大間五四の一	宅 地	五〇二・〇七
下北郡大間町大字大間字大間四六の四、四七の二	宅 地	二三八・八二

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二條第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目の一 青森県総務部行政経営管理課

青森市桂木四丁目八の二 協同組合タツケン

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目の一

青森県総務部行政経営管理課

2 入札日時

平成三十年十二月十七日 午前九時から

平成三十年十二月二十一日 午後五時まで（必着）

3 開札場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 南棟四階A会議室

4 開札日時

平成三十一年一月七日 午前十時から
開札は、物件番号順に順次行う。

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあっては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地
の確認をすること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年十一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモールつがる柏

つがる市柏稲盛幾世四一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンモール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役 吉田昭夫

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに

代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 日
イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の五 代表取締役 岡崎双一	変更なし	
イオンモール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の一 代表取締役 吉田昭夫	変更なし	
株式会社タツミヤ 東京都八王子市暁町一丁目三二の 一三 代表取締役 指田努	変更なし	
カトリア株式会社 秋田県秋田市山王沼田町二の一 代表取締役 長谷川利夫	変更なし	
嶋野淳一 つがる市木造千代町三四の一	変更なし	
株式会社ワールド 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁 目八の一 代表取締役 寺井秀蔵	株式会社スタイルフォース 東京都中央区晴海一丁目八の一〇 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーX棟七階 代表取締役 長元明	平成 三元・四・一
株式会社オンワード檜山 東京都中央区京橋一丁目七の一 代表取締役 馬場昭典	株式会社オンワード檜山 東京都中央区日本橋三丁目一〇の 五 代表取締役 大澤道雄	三六・二・三五 (住所) 三元・三・一 (代表者 の氏名)
株式会社ヤマダヤ 愛知県名古屋市中区城西一丁目三 の五 代表取締役 山田太郎	株式会社ハニーズホールディング ス 福島県いわき市鹿島町走熊字七本 松二七の一 代表取締役 江尻義久	二元・一・三三
株式会社ハニーズ 福島県いわき市鹿島町走熊字七本 松二七の一 代表取締役 江尻義久	株式会社ハニーズホールディング ス 福島県いわき市鹿島町走熊字七本 松二七の一 代表取締役 江尻義久	二元・三・一

株式会社文教堂 神奈川県川崎市高津区久本三丁目 三の一七 代表取締役 嶋崎富士雄	株式会社ヴィレッジヴァンガード コーポレーション 愛知県名古屋市中東区上社一丁目 九〇一 代表取締役 白川篤典	株式会社メガスポーツ 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の一 代表取締役 神谷和秀	As me エステル株式会社 東京都港区虎ノ門四丁目三の一三 代表取締役 丸山雅史	有限会社平安堂薬局 南津軽郡藤崎町大字藤崎字中村井 二六の一八 代表取締役 長谷川臣	株式会社三城 東京都中央区銀座一丁目七の七 代表取締役 加賀純一	株式会社ナカザワ 滋賀県湖南市中央二丁目九二 代表取締役 中澤道盛	株式会社ローソンHMVエンター イメント 東京都品川区大崎一丁目一の一 ゲートシティ大崎イーストタワー 六階 代表取締役 坂本健	株式会社ムカイ 静岡県静岡市駿河区中野新田二二 五の一 代表取締役 向井正太郎	藤久株式会社 愛知県名古屋市中東区高社一丁目 二一〇 代表取締役 後藤薫徳
変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
		三六・四・二九	二六・四・三三	三〇・一・三三	二六・二・八	二六・三・一八		二六・一・三三	

イオンベッツ株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の一 代表取締役 小川明宏	株式会社フレックスコーポレー ション 青森市第二問屋町一丁目五の一五 代表取締役 加川澄子	株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目 四の一四 代表取締役 矢野博文	株式会社キタムラ 高知県高知市本町四丁目一の一六 代表取締役 浜田宏幸	株式会社かさい 弘前市大字高田三丁目六の二二 代表取締役 前田和紀	株式会社チチカカ 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁 目二の三 代表取締役 木南仁志	株式会社パレモ 愛知県稲沢市天池五反田町一 代表取締役 小田保則	株式会社パレモ・ホールディングス株式会 社 愛知県稲沢市天池五反田町一 代表取締役 吉田馨	株式会社コックス 東京都中央区日本橋浜町一丁目二 の二 代表取締役 吉竹英典	株式会社水晶堂 八戸市小中野五丁目一の二五 代表取締役 小野寺太郎
変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	株式会社水晶堂 八戸市小中野五丁目一の二五 代表取締役 小野寺太郎
					三〇・四・六	二六・八・三 (名称) 三七・三・三 (代表者 の氏名)			二六・九・一

須郷一成 弘前市大字小比内五丁目一五の六	変更なし	
工藤雅己 五所川原市大字漆川字袖掛一五六の二七	変更なし	
フジパンストアー株式会社 愛知県名古屋瑞穂区松園町一丁目五〇 代表取締役 國廣哲彦	フジパンストアー株式会社 愛知県名古屋瑞穂区松園町一丁目五〇 代表取締役 安田智彦	三六・三・三七

四 届出年月日

平成三十年八月二十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びつがる市役所

2 期間

平成三十年十一月十四日から平成三十一年三月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、つがる市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成三十一年三月十四日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年十一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 梅村板金加工所

二 氏名 梅村清

三 主たる営業所の所在地 上北郡横浜町字浜懸五〇の一

四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第六四六四号

五 取消年月日 平成三十年十月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

大工工事業、屋根工事業、板金工事業及び塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十年九月十二日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成三十年十一月十四日

青森空港管理事務所長 奥 崎 彰

一 物品等の名称及び数量
液状凍結防止剤供給単価契約一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森空港管理事務所
青森市大字大谷字小谷一の五

三 契約の方法
一般競争入札

四 落札者を決定した日
平成三十年九月十二日

五 落札者の名称及び住所
株式会社サンネクト

六 落札金額
東京都港区芝三丁目一五の一五櫻井ビル五階

七 落札者を決定した手続
一キロリットル当たり十一万三千百六十二・四円

購入物品に要求する品質及び規格等が満たされていると判断された品質規格仕様書を提出し、かつ、物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日
平成三十年七月二十五日

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成三十年十一月十四日

青森空港管理事務所長 奥 崎 彰

一 物品等の名称及び数量

粒状凍結防止剤供給単価契約一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森空港管理事務所
青森市大字大谷字小谷一の五

三 契約の方法
一般競争入札

四 落札者を決定した日
平成三十年九月十二日

五 落札者の名称及び住所
清和肥料工業株式会社

六 落札金額
大阪府大阪市中央区備後町四丁目三の四

七 落札者を決定した手続
一トン当たり九万六千五百五十二円

購入物品に要求する品質及び規格等が満たされていると判断された品質規格仕様書を提出し、かつ、物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日
平成三十年七月二十五日

収用委員会

公示送達

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定により裁決書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第四条第二項の規定によりできないので、同令第五条第一項の規定により公示送達を行う。

平成三十年十一月十四日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

一 送達すべき書類の名称

平成三十年十月三十日付け裁決書（青収委第六十四号）

二 送達を受けるべき者

別表のとおり

三 送達すべき書類の保管場所

一の書類は、青森県県土整備部監理課内において保管しているのので、いつでもその交付を受けることができます。

四 その他

一の書類は、平成三十年十一月二十九日をもって送達があったものとみなされま

す。

氏 名	住 所
工藤 正文	住所不明 ただし、住民票上の住所地 青森県むつ市松原町9番45号

公示送達

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定により裁決書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第四条第二項の規定によることができなないので、同令第五条第一項の規定により公示送達を行う。

平成三十年十一月十四日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

一 送達すべき書類の名称

平成三十年十月三十日付け裁決書（青収委第六十五号）

二 送達を受けるべき者

別表のとおり

三 送達すべき書類の保管場所

一の書類は、青森県県土整備部監理課内において保管しているのので、いつでもその交付を受けることができます。

四 その他

一の書類は、平成三十年十一月二十九日をもって送達があったものとみなされま

す。

氏 名	住 所
葛面 晴彦	住所不明 ただし、住民票上の住所地 東京都新宿区百人町4丁目5番15-306号
工藤 正文	住所不明 ただし、住民票上の住所地 青森県むつ市松原町9番45号
船木 千佳子	住所不明 ただし、住民票上の住所地 愛知県知立市西町新川34番地6 新川コーポ 12号
(亡) 中津義一 相続財産管理人	最後の住所：青森県むつ市大曲二丁目8番5号 (戸籍の附票による)
(亡) 中津義昭 相続財産管理人	最後の住所：青森県むつ市大曲二丁目8番5号 (戸籍の附票による)

(発行者・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭